

ご旅行条件書(募集型企画旅行用)

この旅行は、株式会社タビックスジャパン[東京都中央区八丁堀 1-2-8 観行長官登録旅行業第197号]（以下「当社」といいます）が企画・募集・実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することとなります。

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取付条件説明書面及び旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行代金

旅行代金は各コースごとに表示されています。出発日と利用人数でご確認下さい。また、子供代金は特別ご注釈のない場合、旅行開始前満3歳以上12歳未満のお子様にご適用致します。海外の場合は満2歳以上12歳未満のお子様にご適用致します。子供代金が適用できない幼児であっても座席を使用する場合は、子供料金を申し付けます。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- ご来店にてご予約の場合、当社所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金又は取附料若しくは運賃のそれぞれ一部又は全部として取附します。旅行予約は当社の承諾と申込金の受取をもって成立するものとします。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して5日以内にご上記(1)の手続きが必要です。この期間内に(1)の手続きがなされない場合は予約はなかったものとして取附します。旅行予約は当社の承諾と上記の申込金の受取をもって成立するものとします。
- 通称予約より旅行契約の締結を希望されるお客様への旅行条件
 - 当社は、当社が主催するレジャーセンター会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名をなくして旅行代金（申込金）等のお支払いを受け取ることと条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約（以下「通称予約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取附料を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - 通称予約の申込みの際は、会員は申込みをよとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」欄に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
 - 通称予約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到達したときに成立します。
 - 通称予約の「カード利用日」は、会員及び当社が募集型企画旅行契約に基づき旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- 身体ご障害のある方、健康を害している方、妊娠の方、補聴器使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申しください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 団体グループの場合のお申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結及び解除に関する契約執行を行います。

3. 残金のお支払い

旅行代金からお申込金を差し引いた残金を、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日から7日目に当たる日まで（場合によっては遅くとも前日まで）にお支払いください。

4. 追加料金

追加料金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテルの指定の選択、1人部屋追加料金、延泊による宿泊料金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等により追加する代金となります。なお、申込金、取附料、運賃料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

5. お申込み条件

- 15歳未満の方のご参加は親権者の同行が必要です。15歳以上20歳未満の方のご参加は親権者の同意書が必要です。場合により、同伴者の同行等を条件とする場合があります。
- ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることがあります。
- 身体ご障害のある方及び血圧異常、心臓病等現在健康を害している方は、その旨お申し出ください。健康を害している方は、医師の診断書を出していただきます。団体旅行にて支障をきたすと当社が判断する場合は、同伴者の同行等を条件とする場合や、ご参加をお断りする場合があります。
- 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかわる一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による旅行断りは原則としてできません。
- お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び帰郷の有無について必ず添乗員又は係員にご連絡いただけます。
- 他の旅行者に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認め

- られるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合、ご参加をお断りする場合があります。
 - お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して偏激的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 - お客様が風説を流布し、偽装若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 - その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

6. 確定書面(最終日程表)

確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面（最終日程表）は遅くとも旅行開始日の前日までにごお渡します。（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たるまでにお渡しできるような努力をします）ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合には旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 利用運送機関の運賃・料金
旅行日程で明示した運送機関の運賃・料金(運送機関の課す付加運賃・料金〔原価〕の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律に課せられるものに限る)を含みません。コースにより等級が異なります。特に表示のないときは、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
- バス料金
旅行日程で明示した送迎バス料金、都府県移動バス料金、観光バス料金
- 宿泊料金
旅行日程で明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金(洋室の場合2人部屋に2名様宿泊、和室の場合4人部屋に4名様宿泊を基準とします。)
- 食料料金
旅行日程で明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 観光料金
旅行日程で明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金
- 手荷物料金
お一人様スーツケース1個の手荷物の全行程中の運搬料金(重量は身の回り品を含めて20kgまで)。ただし、運送機関によって異なりますので詳しくは係員にお問い合わせください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。)
- 添乗サービス料金
添乗員が同行する場合にあっては、それにかかる必要経費
- 団体旅行中のチップ

8. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金の中含まれていません。その一部は例示します。
- 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)
 - 飲食代、クリーニング代、電報、電話料、ホテルのルームサービス代等に対するチップ、その他助成飲食費等個人的対価の積立費用及びそれに伴う税・サービス料
 - 傷害、疾病に關する治療費
 - 渡航手續費(旅行券印刷代、保証代、査証料、予約手数料料金、傷害・疾病保険料及び渡航手續料等)
 - 日本国内の旅客サービス施設使用料(空港施設使用料)
 - 日本国内における自宅から発着空港までの交通費、宿泊費
 - 希望するオプションメニューの費用です
 - 税金(旅行日程で明示した、都市の空港増徴等)
 - 運送機関の課す付加運賃料金(原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律に課せられるものに限る)※一部のコースを除く

9. 旅行券内容の変更

当社も、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に於かない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後ご説明します。

10. 旅行代金の額の変更

(1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経路情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金

- 額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。
- (1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
 - (1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額に旅行代金を減額します。
 - 当社は、上記9に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにごの提供を受けなかった旅行サービスに對して取附料、運賃料その他の既ご支払い、又はこれから支払われなければならない費用を含みます)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、配乗その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。)には、当該契約内容の変更の際この範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
 - 運送、宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後ご当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替

お客様は予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること(お客様の交替)ができます。この場合、当社所定の用紙にご所定事項を記入の上、当社へ提出していただきます。その際、旅前指定の乗券料をお支払いいただきます。

12. お客様による旅行契約の解除

- お客様は、いつでも次に定める取附料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通称予約を解除する場合は、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をなくして取附料の支払いを受けます。又、旅行契約が成立後コース及び出発日等を変更された場合も下記の取附料の対象となります。

①【海外旅行の場合】本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する場合と本邦外へ出発地及び到着地とする場合。(2)〜(4)に掲げる旅行予約を除く)		
旅行契約の解除期日	右記以外の旅行の取附料	PEX運賃等を利用する旅行の取附料(注2)
1. 旅行契約締結後解除する場合(2〜6を除く)	—	旅行契約締結時の航空券取附料等の額
2. 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降(3〜5を除く)(注1)	旅行代金の10%	左記又は旅行契約締結時の航空券取附料等とのいずれか大きい額
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降(4〜5を除く)	旅行代金の20%	
4. 旅行開始日の前々日以降(5を除く)	旅行代金の50%	
5. 旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%	

注1:ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

注2:航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行契約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に關して航空会社が定める取附手数料、運賃料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。

注3:航空券取附料等の額が旅行契約の取附料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を解除することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用航空会社の航空券取附料はそれぞれその航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合わせください。

②【海外旅行の場合】(貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約)	
旅行契約の解除期日	取附料
1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合(2〜4を除く)	旅行代金の20%
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(3〜4を除く)	旅行代金の50%
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合(4を除く)	旅行代金の80%
4. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注1:ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

③【海外旅行の場合】海外旅行日程中3泊以上のクルーズ日程を含む場合(次項に掲げる旅行予約を除く)	別途お渡しする取附料規定(シフメント)等ご適用する場合があります。)によります。
--	---

④【海外旅行の場合】(本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行予約)	当該船舶に係る取附料の規定によります。
---	---------------------

⑤【国内旅行の場合】(次項に掲げる旅行予約を除く。)		
旅行契約の解除期日	右記以外の旅行の取附料	PEX運賃等を利用する旅行の取附料(注1)
1. 旅行契約締結後解除する場合(2〜6を除く)	—	旅行契約締結時の航空券取附料等の額
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に(日曜)旅行であっては10日目に当たる日以降(3〜6を除く)	旅行代金の20%	左記又は旅行契約締結時の航空券取附料等のいずれか大きい額
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降(4〜6を除く)	旅行代金の30%	
4. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
5. 旅行開始当日(6を除く)	旅行代金の50%	
6. 旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%	

注1:航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行契約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に關して航空会社が定める取附手数料、運賃料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。

注2:航空券取附料等の額が旅行契約の取附料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を解除することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用航空会社の航空券取附料はそれぞれその航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合わせください。

⑥【国内旅行の場合】(貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約)	当該船舶に係る取附料の規定によります。
--------------------------------	---------------------

- 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他機手続上上の事由に基づきお取直ししたる場合も、上記の取附料をお支払いいただきます。
- ご変更及びお取直しにつきましては、営業時間内にお申し込みの販売店にお申し出ください。

(4) お客様は、次に掲げる場合においては、(1)の規定にかかわらず旅行開始前ご取附料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

- 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が22.(3)項の下表左欄に掲げるものその他の重要な変更となるときに限ります。
- 上記10.(1)の規定に基づいて旅行代金が調整されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが増大したとき。
- 当社が旅行者に対し、上記6.の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(5) お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げるときは、(1)の規定にかかわらず、取附料を支払うことなく、旅行サービスの受取を受けることができなくなった部分の契約を解除することができます。

(6) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに對して、取附料、運賃料その他の既ご支払い、又はこれから支払われなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではない)に限り、その旨を申し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様ご理由を説明して、旅行開始前ご募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- お客様が当社にあらから明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の

条件を満たしてはいないことが判明したとき。

- ②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられな
いと認められるとき。
- ③お客様が他のお客様と迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれ
があると認められるとき。
- ④お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められると
きは、募集型企画旅行予約から従った旅行サービスの提供を中断し受けるために必
要な措置を講ずること。
- ⑤(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サ
ービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が
当初の旅行日程の趣意にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内
容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものど
なるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとめるよう努めること。
- ⑥個人型プランでは添乗員等は同行しません。添乗員等が同行しない場合はお客様
ご自身で旅程管理をお願いします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必
要なクーポン券類をお渡し致しますので、旅行サービスの提供を受けるための手
続きはお客様ご自身で行って頂きます。宿泊・交通機関等のサービス提供の中止(代
替サービスの手配を含む)やお客様のご都合で旅程を中止する場合、お申込みの
販売店へご連絡ください。尚、販売店が休業日又は営業時間外にて連絡が不可能な場
合は、お客様ご自身でサービス提供機関(宿泊・交通機関)へ取消連絡や取消料を
お申し渡します。万が一取消連絡や取消料をされなかった場合は、権利放棄となり
一切の返金を受取られませんのでご注意ください。

14. 当社による旅行予約の解除(旅行静無効)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行静無効であっても、お客様ご都合を認め、
募集型企画旅行予約の一部を解除することがあります。
 - ①お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続が耐えられ
ないとき。
 - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の
指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などによ
り団体旅行の規模を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命
令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能と
なったとき。
 - ④お客様が(8)～(10)のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 当社が(1)の規定に基づいて募集型企画旅行予約を解除したときは、当社とお客様
との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が
既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされ
たものとします。
- (3) (2)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がもたされた提供を受けてい
ない旅行サービスに係る部分に係る金額から旅行代金サービスに対して取消料、違約
料その他の取次料を差し、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差
引いたものを旅行者に払い戻します。

15. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、10. (3)～(5)の規定より旅行代金が減額された場合又は12. 13. 14. の規定
により募集型企画旅行予約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額
が生じたときは、旅行静無効の解除による払い戻しについては解除の翌日から起算して
7日以内、減額は旅行静無効後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した
旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
(2) 当社は、お客様が通関手による旅行静無効解除された場合において、10. (3)～(5)の規定より旅行代
金が減額された場合又は12. 13. 14. の規定より通関手による旅行静無効解除された場合におい
て、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従
って、お客様に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行静無効
後の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内、減額は旅行静
無効後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算
して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものと、お客様ご都合を
行なった日をカード利用日とします。
- (3) クーポン券類の引渡後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となり
ます。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあ
ります。

16. 団体グループの契約

- (1) 当社は、団体グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し
込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有
しているものとみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社へ提出しなければなり
ません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に無い、又は将来負うことが予測される債務
又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体グループに同行しない場合、旅行静無効においては、あ
らかも契約責任者が選任した構成者を契約責任者みなします。

17. 旅程管理

- 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し
次で掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特別を結んだ場合
には、この限りではありません。
 - (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められると
きは、募集型企画旅行予約から従った旅行サービスの提供を中断し受けるために必
要な措置を講ずること。
 - (2) (1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サ
ービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が
当初の旅行日程の趣意にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内
容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものど
なるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとめるよう努めること。
 - (3) 個人型プランでは添乗員等は同行しません。添乗員等が同行しない場合はお客様
ご自身で旅程管理をお願いします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必
要なクーポン券類をお渡し致しますので、旅行サービスの提供を受けるための手
続きはお客様ご自身で行って頂きます。宿泊・交通機関等のサービス提供の中止(代
替サービスの手配を含む)やお客様のご都合で旅程を中止する場合、お申込みの
販売店へご連絡ください。尚、販売店が休業日又は営業時間外にて連絡が不可能な場
合は、お客様ご自身でサービス提供機関(宿泊・交通機関)へ取消連絡や取消料を
お申し渡します。万が一取消連絡や取消料をされなかった場合は、権利放棄となり
一切の返金を受取られませんのでご注意ください。

18. お客様の保護措置の実施

- 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるとき
は、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰す
べき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様のご負担とし、お
客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければ
なりません。

19. 当社の責任

- (1) 当社は、募集型企画旅行予約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者
(以下「手配び行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、
その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日より起算して2年以内に
当社に対して通知があったときに限ります。
 - (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公
署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可
能となったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものでは
ありません。
 - (3) 当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、(1)の規定にかかわらず、損
害発生の日より起算して国内旅行に於いては14日以内、海外旅行においては21
日以内で当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当
社故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

20. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償
しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画
旅行予約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行静無効、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と
異なるものを受領したときは、旅行中に発生した遅延又は損害については、当社が旅行
サービス提供者としての旨を申し出なければなりません。

21. 特別賠償

- 当社は上記19.(1)に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行静無効(募集型
企画旅行予約の前の)の特別賠償規定を定めることにより、お客様が企画旅行に参
加中に急激かつ異常な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った
一定の損害について死亡補償金として海外旅行2500万円、国内旅行1500万円
入院見舞金として入院日数より海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円
通関見舞金として通関日数より海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円
を支払います。
携行品にかかると損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。
ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
(2) 当社が、募集型企画旅行予約第27条第1項の責任を負うこととなったときは、こ
の補償金が、当社が負った損害賠償金の一部又は全額に充当します。
(3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、運転、故意を命令違
反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、サイル
、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビ
ング、ハンダロープ操業、超難運動(モーターハンダロープ、マイクロクライム機
等)操業、ジャイロプレーン操業その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの
であるときは、当社以上記の補償金及び見舞金を支払いません。
(4) 当社の募集型企画旅行予約中の旅行者を対象として、別掲の旅行代金を収めて実施
する企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行予約の一部とし
て取扱います。
(5) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示
される日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われな
い

旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはなりません。

- (6) お客様が暴力団、暴力員、暴行加害者、その他の反社会的勢力(以下、反社会的勢
力)に該当すると認められることと反社会的勢力に於いて資金の提供及び便宜
を供する等の関与をしていると認められること、若しくはこれらの勢力を不当に利用
していることと認められること又は、これらの勢力と社会的に非難されるべき関係を有し
ていると認められることとある場合、上記(1)の規定にかかわらず当社が補償金及び損
害賠償金等を支払わないことがあります。

22. 旅程変更

- (1) 当社は、下記表(3)の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われ
ていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生
した)ことによるもの以外、次の各号に掲げる変更を除きます。が生じた場合は、旅
行代金と同様右欄に記載する率を各号に掲げた額の変更補償金を旅行終了後の翌日か
ら起算して30日以内にお客様に対して支払います。
 - ①次に掲げる事由による変更
天災地変、戦乱、暴動、二官公署の命令、ホ運送・宿泊機関等のサー
ビスの提供の中止
へ当初の企画旅行によらない運送サービスの提供、お客様を生命または身体
の安全確保のために必要な措置
②13. 14. の規定より募集型企画旅行予約が解除された部分にかかる変更
- (2) 上記にかかわらず、当社が一つの募集型企画旅行予約につき支払う変更補償金の額
は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの企画旅行予約につ
き支払うべき変更補償金の額が1000万円未満であるときは、変更補償金は支払いま
せん。
- (3) 変更補償金

変更補償金の支払、が必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行 開始前	旅行 開始後
[1] 契約書面に記載した旅行静無効日又は旅行終了日の 変更	1.5	3.0
[2] 契約書面に記載した入場する観覧地又は観覧施設 (レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
[3] 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のよ り低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備 の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設 備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
[4] 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変 更	1.0	2.0
[5] 契約書面に記載した本邦内での旅行静無効となる空 港又は旅行終了地となる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
[6] 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間におけ る直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
[7] 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変 更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であ って、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した 宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
[8] 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設 備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
[9] 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイ トル中に記載があった事実の変更	2.5	5.0

- (注1)「旅行静無効」とは、当該変更について旅行静無効の前日までに旅行者に通知
した場合をいいます。「旅行静無効後」とは、当該変更について旅行静無効当日以降に旅行者に通
知した場合をいいます。
(注2) 確定書面に訂正された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替え
た上で、この表を適用します。この場合において、契約書の記載内容と確定書面の記
載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との
間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱いします。
(注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うもの
である場合は、一泊につき一件として取扱いします。
(注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高い
ものへの変更を伴う場合には適用しません。
(注5) 第7号の宿泊機関の等級は、旅行静無効解除の時点で契約書面に記載しているリ
スト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧し提供しているリストによ
ります。
(注6) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗船等又は一泊の中で複
数生じた場合であっても、一乗船等又は一泊につき一件として取扱いします。
(注7) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9
号によります。

23. 旅券・査証等について

- 査証の必要、旅券の必要及び有効期間及び必要となる予約捺印証明書等については、
別途お渡しする書面よりご確認ください。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効か
どうかの確認、旅券・査証取替等はお客様の責任で行ってください。これらの手続き等

の代行については、販売店が渡航手続料金をいただいております。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国への領事館、入国管理事務所にお問い
合わせください。

24. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情
報が仕立てられる場合があります。お申し込みの際に販売店より海外危険情報に関
する書面をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ：
http://www.pbanzenmof.go.jp/」でもご確認ください。

25. 衛生情報について

渡航先国の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：
http://www.forth.go.jp/」でご確認ください。
渡航先国が外国人に予防接種証明書を要求している場合は別途お渡しする書面にて通
知いたします。

26. 海外・国内旅行保険への加入について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故
の場合、加害者への賠償請求や賠償金の回収が大変複雑な場合があります。これら
の治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額
の海外・国内旅行保険にご加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員
にお問い合わせてください。

27. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報につ
いて、お客様との間の連絡のために利用させていただきます(ほか、お客様が申し込み
いただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関については各スケ
ジュール表に記載されています。))の提供するサービスの手配及びそれらのサー
ビスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内で利用させてい
たきます。このほか、当社及び販売店は、将来、よりよい旅行商品の開発のため
のマーケティング、当社及び提供する企業の商品やサービスの案内、旅行参加
のご意見や各種アンケートのお願い、特典サービスの提供等、をお客様にお届けす
るために、お客様の個人情報を活用させていただきますことがあります。
(2) 当社は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関・保険会社等
及び手配び行者(必要な場合に限る)に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗
される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供しま
す。
(3) 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人
データを土産物店へ提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポー
ト番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等
で送付することによって提供いたします。
(4) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメ
ールアドレスなどのお客様へ連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、
当社グループ企業との間で共同で利用させていただきます。
(5) 上記(1)～(4)についてお申込みいただいた際には、これらの個人データの提供につ
いてお客様ご同意いただくものとします。

28. 旅行条件の基準期日

この旅行条件の基準日は画面及びパンフレット・募集広告・日程表等に明示されてい
ます。

29. その他

- (1) 当社以外のなる場合でも旅行の再開はできません。
(2) お客様が旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入されたときは、パスポート
に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合に
は、航空券の発行済みのほか宿泊機関等への連絡が必要となり、航空券等の再発行
が必要があり、当社所定の取消料(12 項参照)をいただきます。また、運送・宿泊機
関により氏名の訂正が認められず、キャンセル料が発生する場合もありません。この
場合、当社所定の取消料をいただきます。
(3) お客様の便宜をはかるために土産物店ご案内することがありますが、お買物に際
しては、お客様の責任で購入了させていただきます。当社では商品の交換や返品等のお
手配はいたしませんので、トラブルが生じないよう商品の確認及びシートの受
取などを必ず行ってください。免状が無い場合は、ご購入品を必ず手荷物として
お手荷物ご用意時、その手続は、お土産店、空港にて手続方法をご確認
の上、お客様ご自身の責任で行ってください。ワンストップ予約又は団体旅行より日
本へ帰航が禁止されている品物がございしますので、ご購入には十分ご注意ください。
(4) この条件書ご記載の事項は当社旅行業務第2次募集型企画旅行予約の一部によ
ります。当社旅行業務第2次募集型企画旅行予約は当社でご請求ください。当社旅行業務第2次募集
ホームページ(http://www.takco.jp)からご覧いただけます。

「旅行日程」旅行サービスの内容「旅行代金」申込金の額「添乗員同行の有無」最少権行
人員「旅行業務取扱管理者の氏名(南太平洋パック)」募集広告「申込書等」で
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所の取次責任者です。この旅行
の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行
業務取扱管理者にご質問ください。